

(教員資格認定試験規程の一部改正)
第十九条 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)の一部を次のように改正する。
第二十条の表中特殊教育教員資格認定試験の項を次のように改める。

特別支援学校教員資格認定試験	自立活動(視覚障害教育)	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	自立活動(聴覚障害教育)		聴覚障害教育
	自立活動(肢体不自由教育)		肢体不自由教育
	自立活動(言語障害教育)		言語障害教育

第三条第二項、第九条第一項及び附則第四項中、「特殊教育教員資格認定試験」を、「特別支援学校教員資格認定試験」に改める。

第二十条 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(平成元年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「又は特別支援学校」に改める。
(教科用図書検定規則の一部改正)

第二十一条 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改める。
(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十二條 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成九年文部省令第四十号)附則第四条において、「免許特例法施行規則」というの一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第四条第一項中、「第五条第六項に規定する授与権者に申請するにあたっては」を、「第五条の二第一項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか」に改める。

(文部科学省組織規則の一部改正)

第二十三条 文部科学省組織規則(平成十三年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六項及び第二十三條第四項第一号中、「盲学校、聾学校、養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第二十四條第四項中、「盲学校、聾学校、聾学校及び養護学校」を、「及び特別支援学校」に改める。

第二十九條第二項中、「盲学校、聾学校、養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所に関する省令の一部改正)

第二十四條 独立行政法人国立特殊教育総合研究所に関する省令(平成十三年文部科学省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令

第一条中、「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に、「独立行政法人国立特殊教育総合研究所法」を、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法」に改める。

第三条第一号中、「筑波大学附属久里浜養護学校」を、「筑波大学附属久里浜特別支援学校」に改める。

(小学校設置基準及び中学校設置基準の一部改正)
第二十五条 次に掲げる省令の規定中、「特殊学級」を、「特別支援学級」に改める。

- 一 小学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十四号)第九条第二項
- 二 中学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十五号)第九条第二項

(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第二十六条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の表及び第六条の表中、「盲学校、聾学校、養護学校又は」を削る。
(国立大学法人法施行規則の一部改正)

第二十七条 国立大学法人法施行規則(平成十五年文部科学省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「盲学校、聾学校、養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

別表第二北海道教育大学の項中、「附属養護学校」を、「附属特別支援学校」に改め、同表弘前大学の項及び岩手大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表宮城教育大学の項中、「附属養護学校」を、「附属特別支援学校」に改め、同表秋田大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表山形大学の項及び福島大学の項中、「附属養護学校」を、「附属特別支援学校」に改め、同表茨城大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表筑波大学の項中、「附属盲学校、附属聾学校、附属大塚養護学校、附属桐が丘養護学校、附属久里浜養護学校」を、「附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校」に改め、同表宇都宮大学の項、群馬大学の項、埼玉大学の項及び千葉大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表東京学芸大学の項中、「附属養護学校」を、「附属特別支援学校」に改め、同表横浜国立大学の項及び新潟大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表富山大学の項中、「人間発達科学部附属養護学校」を、「人間発達科学部附属特別支援学校」に改め、同表金沢大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表福井大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表山梨大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表信州大学の項及び静岡大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表三重大学の項及び滋賀大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表京都教育大学の項及び大阪教育大学の項中、「附属養護学校」を、「附属特別支援学校」に改め、同表神戸大学の項中、「発達科学部附属養護学校」を、「発達科学部附属特別支援学校」に改め、同表鳥取大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「附属特別支援学校」に改め、同表岡山大学の項及び山口大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表岡山大学の項及び山口大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表香川大学の項、愛媛大学の項及び高知大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表佐賀大学の項中、「文化教育学部附属養護学校」を、「文化教育学部附属特別支援学校」に改め、同表長崎大学の項及び熊本大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表大分大学の項中、「教育福祉科学部附属養護学校」を、「教育福祉科学部附属特別支援学校」に改め、同表鹿児島大学の項中、「教育学部附属養護学校」を、「教育学部附属特別支援学校」に改める。